

大学基準協会による法科大学院認証評価の結果を受けて

龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）は、2014（平成26）年度、公益財団法人大学基準協会による法科大学院認証評価を受審し、法科大学院基準に適合していると認定されました。認定期間は、2015（平成27）年4月1日から5年間です。

本学法科大学院は、2009（平成21）年度にも同協会の適合認定を受けており、今回で2回目となりました。

本学法科大学院は、2005年4月に開設されて以来、建学の精神に基づく「共生（ともいき）」の理念と「日本国憲法の精神を護り発展させる」という法学教育の理念を実現するため、「市民のために働く法律家」の養成に努めてきました。その結果、多くの修了生が法曹として、又は企業の法務部員や公務員として社会で活躍しています。

本学法科大学院は、2015年度以降の学生募集停止を決定しましたが、法科大学院としての教育・研究等の質的担保を確認するため、今回の認証評価を受審しました。認証評価結果においては、「貴法科大学院は既に学生募集の停止を決定し、在学生がいなくなった時点で課程を廃止することが決まっているにもかかわらず、教育の質的保証のために認証評価を受けられたことは、教育に対する責任ある態度として高く評価できる」との評価をいただきました。

認証評価は、優れた教育研究活動等を展開するために必要不可欠なものと考えております。

認証評価結果では、「長所」4項目、「問題点（助言）」4項目、「勧告」1項目の提言をいただきました。本学としては、「長所」についてはさらなる伸展を図るとともに、「問題点（助言）」、「勧告」については改善方策を早急に策定し、高等教育機関としての責務を最後まで確実に果たすべく、今後も自己点検・評価に真剣に取り組み、教育・研究等の質を維持・向上させるべく努めていく所存です。

2015（平成27）年3月27日

龍谷大学学長 赤松徹眞